

第五十五回 参議院運輸委員會會議録第十六号

昭和四十二年七月四日(火曜日)
午前十時五十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君
理事 岡本 悟君
谷口 慶吉君
岡 三郎君
小酒井義男君

委員 井野 碩哉君
金丸 富夫君
木村 睦男君
平島 敏男君
大倉 精一君
木村美智男君
中村 順造君
田代富士男君
中村 正雄君

政府委員 運輸政務次官 金丸 信君
運輸省船員局長 河毛 一郎君

事務局側 常任委員会専門員 吉田善次郎君

本日の会議に付した案件
○船員災害防止協会等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(谷口慶吉君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

○委員(天坊裕彦君) 本日は、委員長が都合によりおくれまので、委員長が出席されるまで私がかわって委員長の職務を行ないます。よろしくお願ひ申し上げます。

○船員災害防止協会等に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○小酒井義男君 ちよつと実態ですね、船員の災害の実態を少しお尋ねをしたいのですが、船員災害の発生率が陸上の災害発生率の二倍以上あるのだというふうに言われておりますが、この船員の、船員であるという、船の上で生活をしていという特殊な条件による病気は何かあるのか、最も大きい病名、それから死因ですね。そういうものを少し説明してくれませんか。

○政府委員(河毛一郎君) ただいまお話のございました船員災害の実態に關連いたしまして、まず、船員につきましては、職場が常に生活の場所であるというのが特徴でありますことは御指摘のとおりでございます。それに関連いたしまして、一つの大きな特徴は、船内生活に伴う疾病が非常に多いということでありまして、

そこで、その疾病のうちでどういったものが一番多いかということでございますが、やはり消化器系統の疾患が多々ございまして、これは大抵、パーセントで申し上げますと、四六・六〇を占めております。それからその次に多いものでございまして、これはあととばかりいいたし、いろいろなものに分散いたしておりますが、神経系統、感覚器系統の疾患もかなりございまして、それから呼吸器系統、これが大体みな一〇〇を占めております。あとはいろいろのものを分かれておる次第でございます。大体以上でございます。

○小酒井義男君 それから療養のために船をおりる船員が六〇くらいあると前回も言われておるのですが、船をおりる場合の病名ですね。やはり同じことなのか。そうして船をおりた場合、の大体おいておる期間ですね、というのは長いのですか、あるいは短いのですか、その点をひとつお尋ねしたい。

○政府委員(河毛一郎君) 下船療養でございますが、これはただいま申し上げましたような船内で起こりました病気に基づいて下船をいたしておる次第でございます。それで、病気の期間は、病気の内容によりまして、あるいは災害の内容によりまして非常に差異があるわけでございます。長いものは数カ月かかるというものもあるわけでございます。

○小酒井義男君 そうすると、相当の人数が船をおりるわけですね。その場合に、船のあとの補充は、これはどういうことになっておるのですか。

○政府委員(河毛一郎君) 航海中下船をいたした場合には、直ちにその欠員を補充するわけでございますが、わが国の船会社は、そういう場合も含めて、不測の事態に備えるために予備員制度というものを持っております。で、その予備員の中から病気のため下船した者のかわりを任命いたしまして乗船させるという制度になっております。

○小酒井義男君 それから、総トン数の非常に小さい、たとえば二十トン未満というものは漁船の乗組員なんかの災害というものは、全体を比較して率が多いのかどうなんでしょうか。

○政府委員(河毛一郎君) 私どもが直接取り扱っております船員と申しますのは、船員法の適用対象になっておる船員でございます。そこで、ただいま御質問のございました漁船、特に総トン数二十トン未満の船につきましては、これは船員法の適用の対象外でございます。法律的には労働基準法の適用を受けるということでございます。したがって、労働省で一般労働に含めてこれが取り扱になっておるという現状でございますが、私どもの船員法関係を見ますと、やはり災害の発生率は、汽船が一番少なく、機帆船、漁船は非常に多いことになっております。

○小酒井義男君 それから、加入してないものと同じ扱いをするわけですか。

○政府委員(河毛一郎君) そのとおりでございます。○小酒井義男君 それから衆議院に於いての決議

の中に、「船員災害防止協会への加入率が、比較的低いと予想される中小船主の協会への加入について適切な指導を行なうこと。」というのがあるのですがね。将来この法律によって協会ができた場合、加入が促進されるという見通しがあるのか、どういふようなふうにお考えになるのか。

○政府委員(河毛一郎君) 衆議院の附帯決議で、ただいまお話がございましたような内容をいたしておるわけでございますが、現在、船員法の対象になつております船員が全国で二十七万名あるわけでございます。で、本来この協会は、これら船員を使用する全船主を会員といたしまして活動することが、法律上最も望ましいわけでございます。が、陸上の災害防止協会その他の状況及び中小船主の現状から見ますと、直ちにそれらの全船主を加入させることは相当困難があるという見通しでございます。そこで四十二年度の、私どもが補助金を計算いたします前提といたしまして、一応立てました事業計画におきましては、二十七万名のうち十七万名の船員を使用しておる船主がこれに加入するということを前提にいたしまして、いろいろのことを考へておる次第でございます。そこで残りの十万名は、当然中小船主に属する船員になるわけでございます。これらのものについて、早急に船主の加盟を促進することは当然のことでございます。四十三年度以降、この協会の基礎が固まりますと同時に、協会自身の努力によりまして、また私どもも及ばずながら御協力を申し上げます。この残りの十万名の船員が属しております船主についても、できるだけ早急にこの協会に加盟するように、行政指導を行なつてまいりたい、こういうふうにお考へておる次第でございます。

(理事谷口慶吉君退席、委員長着席)

○小酒井義男君 それでいま衆議院の決議の問題を取り上げたので、続いてお尋ねしますが、先ほども漁船の災害が多いのじゃないかということをお尋ねたのですが、この漁船の災害防止について、適切な措置を講じよといつておるのですが、これ

はどういふふうに進められるのか、方針があれば伺つておきたい。

○政府委員(河毛一郎君) 附帯決議の第二項におきまして、総トン数二十トン未満の漁船船員に關します災害防止につきまして適切な措置を講ずることというところがございまして、この御趣旨は、先ほど申し上げましたように、総トン数二十トン未満の漁船ににつきましては、船員法の対象船員ではない。したがつて、この法律案によりまして船員災害防止活動の対象にはならないわけでございます。で、この二十トン未満の漁船船員を、特に船員法からははずしました理由につきましては、船員法は、海上労働の特殊性にかんがみまして、労働基準法との特別法をつくっていくという考へが基本にございまして、そこで海上労働の特殊性と申しますのは、結局、船員は陸上を離れて長い航海を海上で一般社会と分離して行なうということから、食料品の問題なり、あるいは般内設備の問題なり、いろいろの特殊性が出てまいります。そういう特殊性に着目して船員法という特別法ができておるわけでございます。そういう立法趣旨といたしましては、二十トン未満の漁船につきましては、それほどさういふ海上労働の特殊性を考へる必要はないであらうという趣旨で、労働基準法の適用ということになつておるわけでございます。ただ、実体問題といたしましては、最近の状況から見ますと、二十トン未満の漁船につきましても、やはり海上労働の特殊性というものを相当検討する必要がある場合もございまして、いろいろ問題はございまして、これらの点につきまして労働基準法に基づく一般労働の面についても、特にこれらの船員法の適用を受けていない船員についても、同じように災害防止について適切な措置を講ずべきである、この点につきましては、労働省のほうもこれについては現実いろいろな活動を行なつておられるようでありまして、私どもも労働省とよく御連絡を申し上げまして遺憾のないように措置をいたしたい、こういうことでございまして。

○小酒井義男君 それから、ほかの点で二、三

續いてお尋ねいたしますが、法律の第三十条を見ますと、「会員の総数が三百人をこえる協会は、あつと云々、こうなつていふようです。会員の総数が三百人をこえる協会という、三百人をこえる協会が幾つかできるようなにも受け取れるのですが、協会がどういふふうになるのか、たとえば、協会が一つであれば各広範なる地域に支部とか出張所とか、そういうものができるのか、そういう地域ごとに三百人以上集まつて協会をつくることになるのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(河毛一郎君) 法律のたてまえなり、趣旨といたしましては、法律に規定されております一定の要件がそろひまして、申請がありまう場合、それが複数であることを法律はある程度予想いたしております。ただ、陸上の法律もこれと大体同じ仕組みでございまして、現実の問題といたしましては、陸上の場合におきましても産業別に複数の災害防止団体ができておるといふ事例はいまだございせん。

それから、私どもの現在の事情でございますが、やはりいろいろ漁船船主あるいは商船関係の意向も内々打診してゐるわけでございますけれども、やはりさしあたりは、漁船、商船を含めまして一本の災害防止協会というものを進めることが妥当ではなからうか、こういうふうな意見に大体一致しておるようでございます。そこで組織は、そのような場合には単一の全国組織にするということでございます。ただ、御承知のとおり、船員の災害防止につきましては、特に全国の主要な港あるいは漁業基地を中心としたしまして具体的な活動を行なうということが非常に重要でございまして、したがつて、その支部組織その他につきましては、十分今後配慮いたしまして必要な場所に必要な機関を設けていくということが肝要ではないか、こういうふうにお考へておる次第でございます。

○小酒井義男君 それから次に、協会ができましたと、役員がきまるわけですが、会長一人、理事四人以上、監事二人以上といふんですが、この役

員は常駐することになるのか、何かほかの仕事と兼任でいいのか。これは、別に協会ができてからきめることなんではないけれども、予算が出ておりますから、予算との関係で、役員というのは大体どういふような待遇を受ける人ができそうなんですか、お尋ねしたい。

○政府委員(河毛一郎君) 本防止協会の役員につきましては、ただいまお話がございましたように、協会ができましたあと、総会によつて選任されるということで、法律の数字はいまお話のございましたとおりでございます。実際問題といたしまして、事業計画で具体的にどのようになされるかというところは、もちろん協会ができましたあとと会員である船主が集まつてきめることになるわけでございます。先ほど申し上げましたように、補助金を算定するにあたりまして、私どもがいろいろな事業計画を一応前提としてつくつたわけでございますが、それにありますと、いわゆる役員というものを、有給の役員を三名考へております。それから職員といたしましては九名考へております。したがつて、合計十二名といふことで一応事業計画を立てておる次第でございます。しかし、これはあくまでも常勤の役員なり職員でございます。まして、あと非常勤、名誉的な理事その他につきましては、もちろん検討されてしかるべきではなからうかと、こういうふうにお考へておる次第でございます。

○小酒井義男君 それから最後に、予算でどういふ気がするんですが、総額が五千万円ちよつとですね、そのうちの管理費が二千三百万円、大体約四五兆近く管理費に食われてゐる。あと事業費というものが非常に少ないやうな気がするんですが、これでいま考へられておるやうな活動が可能なんですか。

○政府委員(河毛一郎君) ただいま御指摘のございました事業計画の規模でございますが、この規模は結局さしあたりまして船主がどの程度会員になり得るであらうかということを実際の出発点と

いたしております。したがって、先ほど御指摘がございましたように、船主が会員になることを促進することによって今後全体の規模をふやしていく、同時にまた、それに伴いまして補助金は会費と同額、見合うものを出すということになっておりますので、補助金のほうも当然ふやしていくということによりまして、今後全体の事業規模をふやしていく、それによって事業費その他を潤沢にしていけるというところは当然私も認めては考えなければならぬ次第でございますが、さしあたってやはりこの協会を設立いたしましたその基盤なり、当初の活動方針を明確にするという意味では、先ほど申し上げました程度の常勤の役員は必要不可欠なものでなからうかということをお断りいたしております。したがって、御指摘のような点はございますが、今後これは会員の加入促進、あるいはそれに伴う補助金の増によりまして全体の事業計画をふやしていくということに努力していきたい、こう考える次第でございます。

○小酒井義男君 私の質問はこの程度で終わります。

○中村正雄君 大臣きょう見えておりませんので、政務次官でけっこうですが、船員の安全衛生、災害等の防止に關する運輸省の基本的な考え方について一、二お尋ねしてみたいと思います。先ほど小酒井君の質問の中にもありましたように、これは各業界なり団体によって数値が違っておりまして、私の調べました範囲では、現在の船員で疾病、災害等で陸上で休養いたしておられる方はやはり一割近くあると思うんです。これは陸上の労働者に比べて海上の労働者の疾病、災害の率が、非常に高いということを示しておるわけなんです、そういう観点から、陸上におきます労働管理と海上の船員に対する労働管理の点におきまして、非常な格差があるんじゃないかという感じがするんです。たとえば船舶自体の事故等につきましては、非常に詳細な規定もありますし、また、事故等起きた場合は、事実認定

のために特別な裁判制度まで設けるというように、船舶は非常に大切にいたしておりますけれども、船舶に勤務する船員につきましては、あまりにも酷使するような機構になってるんじゃないかという感じがするわけです。たとえば陸上の労働災害であります、労働省に基準監督局があつて、あらゆる機構を整備されて、予防的な問題について指導をやっておりますし、また、事故が起きた場合のあと始末につきましても、詳細な事後処理の機構もあれば規定もございまして、ところが、海上労働者につきましては、船員局が管轄いたしておるわけでありまして、疾病、災害等、船員自体のものに對しては、現在の船員局の機構自体についても非常にお粗末じゃないか。たとえば病気の予防にいたしても、いまの船員局の中に医師免許を持っていた職員が何人いるか、ほとんどないんじゃないか。また、事業主にいたしましては、先ほど言いましたように、船員の一刻近い者が陸上で療養するというような労働管理の状況であれば、もっとも船舶を大事にする以上は船員の疾病の予防策についても、相当金をかけても、経営上そう支障はないんじゃないか。船主自体の問題は別にして、運輸省自体の船員に對する労働管理という面におきましては、基本的な考え方、陸上と比べて相当私はおくれておるんじゃないかと考えるわけですが、この点について政務次官はどうお考えになるか。

政府委員(金丸信君) ただいまの御質問、まことに私も同感でありまして、御指摘のところににつきまして、はい、いわゆる人命の尊重という点から考えてみましても、陸上、海上、こういうような関係を考へてみましても、非常に格差があるかと考へております。ところで私も、実は大臣ともこの話をいたしたわけでございますが、行政の府におきましてこれを推進してまいりますためには、予算という問題もからんでおるわけでございます、できるだけひとつ昭和四十三年の予算につきましても、こういう面に思いをいたしまして、格差をなくするような方向にしようじゃないかというよう

なことを大臣も言っておられました、私もたまたまの御指摘の点につきましては同感であります。できるだけひとつ改めまして、陸上も海上も格差のないような方向に持っていきたい、こう考へております。

○中村正雄君 方針としては適切なお考えだと思ひますが、じゃあ、海上の労働管理のおくれているのを、格差を是正するために、具体的にどういうことを考へておるか、また、今後どういう点を改善しようとお考へになつておるか。

政府委員(河毛一郎君) ただいま政務次官からお話のございましたとおりの方針でございますが、具体的な問題でございまして、私からお答え申し上げたいと思ひます。

御承知のとおり、船員の労働災害関係につきましては、船員法自身にこのための根拠法規がございまして、また、これに基づきまして労働安全衛生規則その他が整備されております。

それからまた、特に疾病関係につきましては、船員法は陸上の場合と違ひまして、船員自身に、一定の大きさ以上のものにつきましてはドクターを乗せることを法律的に強制いたしております。

さらにまた、それ以下の船につきましても、必要な範囲におきまして衛生管理者を乗せまして、その辺遺憾のないようにいたしておりますので、海上労働の特殊性に基づく従来の配慮につきましては、一応私どももいたしまして考慮できる範囲の措置を必要に応じてとつてまいりましたものでございまして、さらに、全体的に船員の疾病あるいは災害の一つの問題といたしまして、療養給付その他の問題がございまして、これにつきましては、御承知のとおり、船員保険制度というものが総合保険として確立されておまして、これによりまして大部分のものは、陸上と全く同じような関係においてカバーされるということに相なつておる次第でございまして、これらに關する船主の保険料負担というものが、相当の金額になつておりますことは御承知のとおりでございます。

さらにまた、現場の機構でございますが、私ども

もいたしましては、全国に海運局がございまして、ここに船員労働官を配置いたしまして、この船員労働官によりまして具体的な労働安全衛生関係の法規の順守につきまして、あるいはまた、それらの法規を円滑に運用するための指導につきまして遺憾なきを期しておる次第であります。ただ、御指摘のように、現状において全く十分であるというところは、私どもといえども申し上げることはできないわけでございまして、このたびの法律案も、そういった点を別の見地から、船主の自主的な災害防止活動ということの面から一つの措置をしようということが努力のあらわれでございまして、ただ、私どもは、このように船主の自主的活動にすべてをまかすのであるという考へ方では決してございまして、今後、ただいま申し上げましたような点につきまして、たとえば船員労働官の数が非常に全国的に見まして少ないわけでございまして、この定員をふやすということにつきましては、御承知のとおり、ただいま予算的には一番むずかしい点でございまして、何とか実情を關係方面に説明をいたしまして、できるだけ増加するように努力してまいりたいと考へておる次第でございまして、

それからまた、すでに陸上では、こういった労働安全衛生関係の指導監督につきまして指導員制度というものを設けておるようでございます。これらの点につきましても、私どももいたしまして十分に陸上の施策を研究いたしまして、取り入れることが適切であると考えられるものは取り入れ、今後一そう、船員の労働安全衛生関係の施策に遺憾なきを期したいと、こう考へておる次第であります。

○中村正雄君 私は、いまの運輸省のこれに關します方針は、一応、船主が守る一定のワケを法律なり規則なりでつくつて、そして、それに従つておやりなさいということであつて、すべては船主まかせ、ただ、監督官庁として法律にきめられておる基準の人を配置しておるかどうか、その人が適正な人であるかどうか、あるいは法律にき

の乗船中の傷病による死亡及び療養のための下船は、千人につき年間延一六五人に及んでいるばかりでなく、毎年増加の傾向にある。このように説明してあります。この船員の傷害、疾病のこのような状況というものは、陸上産業労働者の労働災害発生件数と比較してみると、平均二、三倍の高さであるというように、これは真剣に考えて改善策を講じていかなくちゃならないという実情じゃないかと思うわけなんです。ところが船員災害の中におきましても、船種別に見ますと各年度ともに機帆船が高率な数字が出ておりますけれども、どの問題に対しても力を入れなくちゃならないのですけれども、ことにそのような機帆船が毎年高率である。その災害においては差があまりにもひどいわけなんです。その機帆船に対する対策はどのような対策を講じてきたのか、あるいはこのように高率であるという結果であるのか。そういう対策がどのようになされたか、もし対策を講じたならば、対策を講じた結果このようになつてきたというその御説明を最初に願いたいと思ひます。

○政府委員(河毛一郎君) 船員の災害が非常に発生率が高く、特にその中でもいわゆる機帆船と申しますものが災害発生率が非常に高いという点は、御指摘のとおりでございます。ただ、機帆船は、現在におきましても非常に災害発生率が高いわけでございますが、最近の一年間程度の推移を見ますと、機帆船につきましては災害の発生率が全体としてやはり非常に高いものではございますけれども、高いながらもわずかに下がっております、こういうような傾向が見られるわけでございます。そこで、機帆船あるいは漁船もほぼ同様な状況にあるわけでございますが、基本的にはやはり営業形態が非常に零細である。したがって、労働条件その他についても、なお今後私どもいたしまして、法的にも、行政指導的にもなされなければならぬ点が多岐にわたります。そこで、この点につきましては、数年前より

労働条件改善指導要綱というものをつくりました。これに基づきまして必要な行政指導を行なつてまいっております。

それからまた、環境を改善するということも非常に大事なことでございまして、やはりこのようない点につきましても、できるだけ関係方面と相談いたしまして努力をしましておる次第でございますが、今後この法律案に基づきまして、先ほどからお話ございましたように、零細船主についてできるだけ加入を促進するというようにして措置をいたすことはもちろんでございますけれども、特に船員法関係につきましては、これから非常に小型船につきまして、たとえば船員労働時間というものが従来はきまつていなかったというふうな実情でございます。そこで、小型船につきましては、今後さらにこのようない点につきましても法的な整備を行なっていくというように、特段の努力を払ひまして、船員災害自身及びその周囲の環境を改善してまいりたいと思ひます。○田代富士男君 昭和三十七年の八月一日の水産庁長官、運輸省船舶局長、船員局長連名によるこの漁船船員の労働環境改善のための措置要綱というものが発表されておりますけれども、これは現在どのように適用されているか、その点を御説明願ひたいと思ひます。○政府委員(河毛一郎君) ただいま御指摘のございました措置要綱につきましては、いろいろなことがございまして、特に漁船船員につきましては、船内居住施設が非常に不備であるという点がございまして、これにつきましては、特に漁船は大きな船を大きくするというところに非常にきびしい制限がございまして、そういった船内居住施設を改善するというような点につきましては、ポータストン数等を与えるというような点につきまして、この措置要綱に基づきまして従前努力してまいっております。また現在もそれを行なっている次第でございます。

○田代富士男君 いま努力していらつしやるといふことでございますが、この通達をさらに効果あるようにするために、向上させるために、通達だけでなくさらに省令化していくべきである、そのように思ふのですけれども、当局の考えとしてはどうですか。○政府委員(河毛一郎君) 御指摘の点につきましては、いわゆる船内設備というものを船舶一般を通じては省令によって定めたいというところがILO条約においてもすでに条約としてできておる次第でございます。私どもいたしましては船員地方労働委員会にこの問題を諮問いたしました。すでに五百トン以上の船舶につきましては船内設備基準に基づきまして答申をいたしております。現在五百トン未満の船舶につきましては船員設備を檢討していただいております。次いですぐ漁船関係につきましては船内設備基準に基づきまして御検討いただき答申をいただくということになっておりますので、この答申に基づきましてできるだけ早急に御指摘のございましたような省令化に進んでまいりたい、こう考える次第でございます。○田代富士男君 それから一九四九年改正の船内設備基準に関する条約に示されている状態まで、いまいろいろお話がございましたが、船内設備の向上をはかることを省令化して、まずそのためには国内法を整備すべきであると思ふのですが、この点についても見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。○政府委員(河毛一郎君) ただいま申し上げましたように、そのような条約の基準線というものを私どもいたしましては尊重いたしまして省令化するよう努力をしております。○田代富士男君 その次に、いま問題になっております船員災害防止協会の設立の認可並びに監督については、運輸大臣と厚生大臣が行なうように現在のところはなっておりますが、船員労働という特殊性を考へてみた場合に、このように運輸大臣あるいは厚生大臣ということになっていることを改めて、運輸大臣に一本化していくのが当然だと、そのような考えを持っているのですけれども、その点に対しては何かお考えでございますか。

○政府委員(河毛一郎君) 御指摘のとおり、この法律案におきましては、防止協会の監督に關しましては運輸大臣と厚生大臣が共管になっておる次第でございます。運輸大臣がこれを監督いたしますことは、船員労働全体につきまして責任を持つてゐる大臣といたしまして、御説明を申し上げるまでもないわけでございますが、厚生大臣は御承知のとおり船員保険というものを一括運用しております。そこで厚生省といたしましては、船員の福祉関係特に療養関係の事業につきましてみづからこれを行なうということの権限として持つておるわけでございますが、このような協会につきましては、これをみづから行なうかわりにこのような信頼できる協会にその事業をかわつて行なわせるということが可能なわけでございます。そこでそういった福祉事業をみづから行なうかわりにかわつて行なうという趣旨でこの協会にこれを委託し、これを監督するということがたてまえてございます。それからまた、実際問題といたしましても、私どもはこの協会の仕事をこなすにあたりまして、特に疾病関係が非常に問題でございますので、まず両大臣が共管いたしまして、御相談しながらやっていくということが一番適切に事業が行なえるのではないかとこのように考へておりますので、原案によつてお考えいただくことが一番望ましい、こう考える次第でございます。○田代富士男君 いまいろいろ御説明願ひましたが、その御説明願ひました厚生大臣が船員保険特別会計から、いまもお話が出ておりましたとおり千七百万円を補助金として計上しておりますけれども、その根拠は何であるかということをもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。○政府委員(河毛一郎君) 船員保険特別会計に福祉施設という項目がございます。この費用は、先

ほど申し上げました厚生大臣が行なう福祉施設のために必要な経費を計上してあるものでございませう。これをみずから行なう場合と、他人にこれを行なわせる場合があるわけでございませう。そこで、福祉施設費の中に、他人に行なわせる補助金といいたしまして千七百万円を計上している、こういうことでございませう。

○田代富士男君 すでに、船員災害防止協会の四十二年度の予算案について概略を説明願いたいと思ふんですが。

○政府委員(河毛一郎君) 船員災害防止協会の予算でございますが、四十二年度は、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、会費収入といいたしましては千七百万円でございます。それから補助金収入といいたしましては国庫補助が千七百万円、これで三千四百万円でございますが、そのほかに事業収入といいたしまして約八百万円程度ものを計上いたしておる次第でございますが、これは講習会あるいは資料等の頒布費用というもののによる収入でございます。これらのものを合わせまして、大体収入規模は五千万円でございます。次に支出でございますが、これは管理費といいたしまして二千三百万円、それから事業費といいたしまして二千六百万円を考へておる次第でございます。したがって、収支合せて五千万円という規模で四十二年度は出発いたしたい、こういう考えでございます。

○田代富士男君 五千万円のいま説明を聞きまして、これで所期の目的は達成されるんでしょうか、その点の確信のほどをちょっとお聞きしたいと思ひます、どの程度まで達成できるものであるか。

○政府委員(河毛一郎君) ただいま五千万円の規模でどの程度まで事業達成ができるかという御質問でございますが、この点につきましては、私どもは、四十二年度におきましては協会の創設のための基礎固めを行なつてまいりたいということに最重点を置いておる次第でございます。もちろん事業につきましても、ただいま申し上げましたよう

な二千六百万円を計上いたしておりますので、許される範囲におきましてできるだけ所期の効果を上げるように努力してまいりたい、こう考へておる次第でございます。四十三年度以降につきましては、さらに会員の増加あるいは補助金の増加等によりまして、法律にございませうような事業を積極的に推進してまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○田代富士男君 ひとつ実情についてお聞きしてみたいと思ひますが、国内の福利厚生施設について、特に船員の宿泊施設の面では船員保険によるところの施設、船員厚生協会などの厚生施設や海運会社の自分の会社の施設等の中で、最近建てられたものは鉄筋コンクリート等の構造で、その利用率は非常に高いわけなんです。しかし、宿泊施設のうちで過半数というべきものが施設の老朽あるいは内部施設の不備、構造上の欠陥、立地条件の悪さ、そういうような諸条件があつて利用者が五〇％前後で、経営がだんだん苦しくなつていく、これが現状じゃないかと思ふわけなんです。いま四十二年度は基礎固めをやつていきたい、そういうような四十三年度の会員が増加していくに對する対策を講じていかなければならぬわけですが、私はこういう点を、一面では力を入れていくけれども、現況はそういう施設があつても利用者が五〇％以下である、こういうところの面を改善していかなければならぬ、所期の目的は達成できないんじゃないかと思ふわけなんです。そういう点を最後に御説明願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(河毛一郎君) ただいま船員の主として宿泊施設につきまして、現状が大部分のものが非常に老朽しているのではないかと御指摘があつたわけでございませう。船員厚生施設と私どもは申し上げておりますが、これにつきましては別に船員厚生協会というものがございまして、これによつてやつておるわけでございませう。そこで、現在施設が非常に老朽しておりますものを代替いたしますとともに、とにかく港がどんどん発達して

おりますので、新しい港についてはこのような施設をつくらなければならぬことは御指摘のとおりでございます。そこで、こういった点につきましては、運輸省は昭和三十六年度から五カ年計画を立てまして、補助総額約一億二千五百万円、それから事業費総額約八億二千万円ということで、四十年間までに十六カ所の厚生施設の整備を行なつてまいつております。さらに引き続き、第二次の五カ年計画を予算計上するために努力しているわけでございませうが、いままでのところ、なお、この点につきましては実現をみておりません。そろそろ四十三年度の予算案を私どももいたしては検討しなければならぬ時期にまいつておるわけでございませう。このような船員厚生施設につきましては、特に新しい港、あるいは非常に老朽いたしております施設の代替といふことを重点に置きまして、第一次の五カ年計画と同様、国の補助金、地元負担あるいは利用者負担、三者の協力によりまして、このような施設を整備する予算案というものを最重点的に四十三年度を目標にして御検討願ひ、実現するように努力してまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○委員長(天坊裕彦君) 他に御質疑はございせんか。

○岡本信君 船員災害の問題とは直接関係ございせんけれども、先般来御質疑のありましたように、災害率が非常に高い。そうしますと、必ずしも魅力のある職業ではないということもいろいろ心配されるわけでございまして、特に、四十三年度は、まあ労働力がさらに窮乏の度を増すだろうといふふうに想定されているわけでございませう。そこで海運国であるわが国にとりまして非常に心配なのは船員に対する就職希望者がだんだん低下の度合いが激しくなつていっているのではないかと、いふふうに私は想像するのですが、実情はどうなんですか。

○政府委員(河毛一郎君) 最近における船員需給の状況でございますけれども、一般的に申し上げ

ますと、陸上においても同様でございますけれども、船員につきましても、外航船がやはり年間二百萬トン程度の建造が行なわれておる、それから内航船につきましても必要な建造が行なわれているというふうな状況を加味いたしますと、最近、機帆船につきましてはスクラップ・アンド・ビルドが行なわれるというふうな点で、そういう意味での代替要員のソースがあるといふことを考慮いたしまして、全体的には特に若年の船員が非常に不足いたしているといふことでございませう。そこで、このような船員不足の現象は現在のところ大型船については必ずしも顕著ではございませうで、結局、漁船なり小型船にそのしわ寄せがいつているといふことは実情でございます。ただ、大型船につきましても、特に船舶職員が非常に不足いたしておるという状況でございますので、これは御承知のとおり、本年度商船高校を商船高専に昇格させると同時に、四十三年度以降におきまして、私どももいたしましては、新しくできます商船高専の定員を増加する、倍にする一クラスを二クラスにするといふことをお願いいたしまして、大体その方向で進んでいくのではなからうか、それからまた職員につきましては、現在船に乗つておる者を海技大学校におきまして再教育いたしまして職員にするということでございますが、これも本年度予算におきまして、従来三百名やつておりましたのを百二十名ふやして四百二十名にする、こういうことによつて大抵ある程度の見通しが立つのではないかと。特に問題は若年労働の漁船及び内航小型船の關係でございませうが、これにつきましては、私どもも四十二年度の予算で清水に漁船船員のための三カ月の補導教育コースというもの、それからまた内航船につきましては、愛媛県に波方というところがございませうが、ここに新しくやはり三カ月の内航船員の補導教育というものを行なうことをきめまして、すでに予算もつておりますので、漁船はここの秋から、それから波方につきましては校舎その他が本年度一ぱい建設がかりですので、四十三年度以降そのよ

うな教育補習を行ないまして、遺憾なきを期してまいりたい、こういうことでございます。

○委員長(天坊裕彦君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

船員災害防止協会等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(天坊裕彦君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(天坊裕彦君) 速記をつけて。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

昭和四十二年七月十一日印刷

昭和四十二年七月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局